

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2022年6月22日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 前田 信弘

1 業務概要

(1) 業務名 トンネル防災に関する交通運用等高度化検討（2022年度）

(2) 業務内容

本業務は、トンネル火災時の交通運用及び防災運用計画、営業中のトンネルにおけるトンネル非常用施設の拡充と高度化及びトンネル防災に関する広報・啓発等について検討を行う。また併せて、都心環状線の日本橋区間の地下化等の都心部のネットワークの変更を踏まえた将来のトンネル防災に関する交通運用や情報提供のあり方等について検討を行うものである。

<業務内容>

I. 営業中のトンネル防災安全検討

① トンネル火災事例の検証

営業中のトンネルで発生した火災について、トンネル非常用施設の稼働状況、管制室での対応状況、報道状況等を時系列等で整理し検証する。検証結果を踏まえ、今後の課題及び対応を検討する（3件程度を想定）。

② トンネル非常用施設の拡充及び高度化検討

イ) 坑口警報板の見直し

坑口警報設備（信号機、警報板、フラッシング、ETC2.0等）とその他情報提供設備（情報板等）の設置状況を踏まえ、「非常時の情報提供において利用者にとって短い時間で分かりやすい情報提供であるか」という観点から、トンネル等級に合わせた要設置設備の整理、各トンネルにおける設備の配置検討及び警報板や情報板等の運用改良検討を行う。なお検討に際しては、過年度整理した坑口警報設備のカルテの活用を想定している。

ロ) 避難者・管理者情報交換サイト構築、QRコードでの運用

非常時に避難者と道路管理者との情報交換を行うための試行を行う。なお情報交換の内容としては、

提供：火災状況や避難後の行動等

取得：避難者連絡先やナンバープレート情報等

を想定している。

また、すでに整理されている各トンネルの非常口サイン計画を基に、避難経路上に掲載するポスターのデザイン、経路内配置の検討を行う。ポスターは地上出口までの避難を促進かつ

QR コードでサイトへ誘導するもの及び地上出口付近に掲載するサイトの詳細を説明するものの2種類を想定している。

ハ) 避難通路通信設備の整理に向けた検討

各トンネル避難施設（階段室、一時待避所、避難通路）における発災時の避難者の動きや使い方を想定し、避難人数や利用台数、通信量の規模について検討する。また、避難施設内に掲示する通信可能区域を示すポスターイメージを作成する。なお、設備の整備条件は発注者より別途提示する。

ニ) 火災地点より下流側の交通運用と情報提供

車両の停止や煙を検知し、交通状況や煙の発生状況に応じて情報提供する際の信号機の運用や警報板等での情報提供パターンを検討・整理する。なお、検討にあたっては交通状況や煙発生状況に影響しうる分合流の有無、縦断線形等の幾何構造、ジェットファン有無等の特性を踏まえグルーピングする。

ホ) 国内・海外事例の整理

トンネル非常用設備の高度化に向け、新規設備の導入、既存設備の運用の観点から事例収集を行う。

③ トンネル防災に関する広報・啓発検討

イ) 新たな視点からの広報・啓発の検討

利用者の行動心理に着目し、行動心理学の観点で有識者から技術的助言を仰ぎ、今後のトンネル防災に関する広報・啓発の強化を検討する。検討にあたっては、火災事例の広報による啓発の有効性について検討するものとする。

ロ) 広報コンテンツの作成

1. ③(イ)の検討結果を踏まえ、トンネル防災の広報のためのホームページ等の改良、チラシ等レイアウト、動画の作成(5分程度)を行う。なお、ホームページ改良にあたっては、利用者への提供情報の優先度を整理し、優先度に応じたアクセスしやすさ(階層化)を考慮するものとする。

④ 資料作成

外部委員会等に向けて、1. ①～③の検討結果を踏まえた資料作成を行う(1回程度)。

II. 将来ネットワークを踏まえた交通運用・防災計画の高度化検討

① 交通運用・防災計画の高度化検討

日本橋区間の地下後のネットワークにおける火災発生時の情報提供施策を検討し、VRを用いた実験等によって施策の評価を行う。また、中央環状線等を含む広域なネットワークにおける具体的な迂回誘導のための情報提供について検討を行う。

② 資料作成

外部委員会等に向けて、2. ①の検討結果を踏まえた資料作成を行う(1回程度)。

III. 打合せ

本業務に関する打合せを行う。計7回程度の実施を想定している。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 390 日間

(4) その他

- ① 本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ② 本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。
- ③ 本業務は、首都高速道路株式会社の業務未経験技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④ 技術提案書は持参又は郵送により提出すること。
- ⑤ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における 2021・2022 年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項 1 (11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2012年度以降に国土交通省、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、独立行政法人又は地方公共団体のいずれかの発注の下、トンネル防災、避難計画、防災対策、交通運用又はトンネル非常用施設のいずれかに関する検討業務に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士 [総合技術監理部門（建設—道路）]、技術士 [建設部門（道路）]、R C C M（道路部門）、又は交通工学研究会認定 T O E（交通技術上級資格者）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整

備課)を受けている必要がある。

ロ 業務実績(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)

2012年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

同種業務:道路トンネルにおける次のいずれかの業務

- a. 防災に関する検討 b. 交通運用に関する検討

類似業務:道路における次のいずれかの検討

- a. 防災に関する検討 b. 交通運用に関する検討

ハ 手持ち業務量(予定管理技術者及び管理補助技術者(配置する場合))

2022年6月22日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2022年6月22日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない。)が契約金額で5億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

(5)参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1)技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の当社業務経験の有無及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の同種又は類似業務の実績
- ④ 予定管理技術者、予定管理補助技術者(配置する場合)及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑥ 予定管理技術者(管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者)の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①ヒアリング対象者

- イ 予定管理技術者
- ロ 予定管理補助技術者（配置する場合）

②評価項目

- イ 専門技術力の確認
- ロ 業務への取組姿勢の評価
- ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル8階）
TEL：03-3539-9319 FAX：03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①交付期間：2022年6月22日（水）から2022年7月7日（木）11時まで

②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。

- ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

- ・受付期間：2022年6月22日（水）から2022年7月7日（木）午前11時まで

技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

〈持参の場合〉

- ・受付期間：2022年6月22日（水）から2022年7月7日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）ただし、2022年7月7日（木）は午前11時まで。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

- ・受付期間：2022年6月22日（水）から2022年7月6日（水）まで
- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。

- ・郵送先：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

〈持参の場合〉

受付期間、受付場所は、上記4(3)①〈持参の場合〉のとおり。

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4(3)①〈郵送の場合〉のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する）
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）
（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
Mail : sys-e-cydeenasp-help.rx@ml.hitachi-systems.com
- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が変更となった業務については、当初の工期で完了したものとして評価の対象とする。ただし、技術資料提出時点で業務評定点の通知を受けていないものについては業務評定点に関する評価の対象外とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が変更となった業務については、当初の工期で完了したものとして手持ち業務を取り扱う。
- (11) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。